

西宮市まちづくり賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市制65周年を記念して制定するもので10周年ごとに行う表彰とは別に、市のまちづくりに顕著な功績があったものを表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次に掲げる西宮市民憲章の各項目ごとに功績のあった者に対して行うものとする。ただし、10周年ごとの市制記念に贈呈する市政功績者受賞者等のほか西宮市民文化賞受賞者はのぞく。

- (1) みどりと青空の明るいまちづくりに貢献したもの(都市基盤の整備)
- (2) 教育と文化のかおり高いまちづくりに貢献したもの(教育・文化の振興)
- (3) 心のかよった福祉のまちづくりに貢献したもの(福祉の推進)
- (4) 希望にみちた産業のまちづくりに貢献したもの(産業振興)
- (5) 心身ともに健やかなしあわせのまちづくりに貢献したもの(医療・スポーツの発展)
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に市長が表彰に値するとみとめたもの

(推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、別に定める様式により各所管局・部長が行う。

各局・部長は、推薦すべき候補者があると認める時は、秘書課長に推薦書を提出するものとする。

(審査会)

第4条

- 1 表彰を適正に行うため、まちづくり賞審査会(以下審査会という)を置く。
- 2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

副市長 2名

政策局長

総務局長

市民局長

産業文化局長

教育次長(学校教育所管)

- 3 審査会の庶務は、秘書課において行う。

(被推薦者の選考)

第5条 被推薦者の選考は、審査会の議を経るものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、審査会の選考結果を考慮し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰の日時は市長が定める。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈ることにより行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年8月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。